

周南市『徳山大学公立化のより良いあり方検討委員会』設置条例制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第3項の規定により、別紙の周南市『徳山大学公立化のより良いあり方検討委員会』設置条例の制定の請求について、意見を付けて市議会に付議する。

令和3年10月15日 提出

周南市長 藤 井 律 子

(別 紙)

周南市『徳山大学公立化のより良いあり方検討委員会』設置条例 (案)

(設置)

第1条 本市に立地する徳山大学(以下「大学」という。)の公立化について、市民一人ひとりが大学への誇りと愛着を持ち、本市の地方創生だけでなく、周南地域を中心とした広域的な交流や関わりを持ち続けることができる大学として生まれ変わり、大学を生かしたまちづくりを進めるため、市民の英知を結集し、より良い公立化のあり方を検討する徳山大学公立化のより良いあり方検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、大学公立化のより良いあり方並びにその他委員会が必要と認める事項について調査審議し、その結果を市長に提言することができる。

(組織)

第3条 委員会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1)学識経験者

(2)市内小中学校校長会から推薦のあった者

(3)市内にある高等学校校長会から推薦のあった者

(4)徳山工業高等専門学校校長から推薦のあった者

(5)市内小中学校PTA連合会から推薦のあった者

(6)周南市コミュニティ推進連絡協議会から推薦のあった者

(7)徳山大学から推薦のあった在籍する教員及び学生

(8)市内在住の高校生

(9)市内経営者団体から推薦のあった者

(10)徳山医師会から推薦のあった者

(11)公募による市民

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、当該委員への任命があった日から所掌事務を終えるまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

意見書

1 はじめに

令和3年10月4日に、地方自治法第74条第1項の規定により、法定署名数を上回る2,644人の連署による「周南市『徳山大学公立化のより良いあり方検討委員会』設置条例」（以下「設置条例案」といいます。）制定の直接請求がありました。

直接請求は、市議会と市長による代表民主制・議会制民主主義を基本とする地方自治制度において、これを補完する制度として、地方自治法に定められています。このような制度の趣旨から、この設置条例案が、現在の本市にとって、直ちに制定すべき条例であるか、市民の皆様から市政の負託を受けた市長と、同様に市民の皆様から市政の負託を受けた議員で構成される市議会の双方が、その内容を確認し、検討することが求められます。

以上のことを踏まえ、地方自治法第74条第3項の規定により、私の意見を次のとおり申し述べます。

2 徳山大学公立化に係るこれまでの経緯

私は、平成31年4月の市長選挙において、選挙公約の一つに「徳山大学公立化の検討」を掲げ、市民の皆様からの負託を受け、市長に就任いたしました。その後、令和元年8月6日に学校法人徳山教育財団から「徳山大学の公立化に関する要望書」の提出を受け、これまで約2年間、多くの情報を収集・分析し、庁内検討会議や学識経験者、教育関係者等で構成する有識者検討会議において、客観的・専門的見地からその妥当性についての検討を進めてきました。

こうした検討を経て、本市にとって公立化は大学を生かしたまちづくりによって人口減少に歯止めをかけ、地方創生を図る有効な政策と判断したことから、「大学を生かしたまちづくりの方向性－徳山大学公立化についての市の考え方（案）－」（以下「まちづくりの方向性（案）」）と申します。）を策定し、周南市市民参画条例に基づき、市広報やホームページでの情報発信、パブリック・コメントの実施をはじめ、市民の関心をより広め、理解を深めていただく機会として、シンポジウムや出前トーク、市民説明会を開催してまいりました。

そして、市民の皆様からの様々なご意見と、これまでの検討内容を総合的に勘

案した結果、公立化を推進していくという最終的な判断を行い、本年7月29日の市議会全員協議会で公立化推進の方向性をお示しした後、来春4月の開学を目指し、8月17日の市議会臨時会に定款をはじめとする公立化関連議案を提案し、翌18日に議決をいただいたところです。

3 周南市条例制定請求書の請求の要旨について

(1) 「市民の声を聞き、市民に寄り添う市政運営を」について

参考として添付しております「周南市条例制定請求書」の請求の要旨に、「徳山大学公立化については、市民説明会や出前トーク、パブリック・コメント等において、公立化に対し慎重な意見、反対の意見、疑問が多数出ているにもかかわらず、公立化に向けた手続きを急ぐあまり、市民の声や意見は置き去りにされ、性急に事を進めてこられました」とあります。

先ほども述べましたが、本市では、本年5月15日の基調講演やパネルディスカッションによる公立化検討のためのシンポジウムを皮切りに、9地区151人が参加された出前トーク、市内4か所179人が参加された市民説明会を開催してまいりました。

また、公立化検討の情報をわかりやすく掲載したチラシを作成し、7月1日号市広報と併せて全戸配布し、市民の皆様これまで検討結果を詳しくお知らせし、ご意見も伺ってまいりました。

その結果、本年7月26日時点で、市民の声を聞く課に85件、公立大学推進室に199件のご意見が寄せられ、4月27日から7月19日までの約3か月を期間としたまちづくりの方向性（案）のパブリック・コメントにも106件ものご意見をいただきました。

市民の皆様から様々なご意見を多数お寄せいただきましたが、その中には、市の財政負担や少子化における学生の確保などを心配される慎重なご意見も相当数ありました。

こうした課題には、これまでも、一時的な市の財政負担が発生しない起債の活用策や、県内高校生の高い進学ニーズ、公立化先行大学の志願状況等を示す客観的データなどをお示しし、心配されている疑義に対しまして、丁寧に回答させていただいてきたところです。

皆様が思っておられる課題につきましては、将来的にも対応が可能と考えており、その他教員の確保や卒業後の地元定着といったことについても、大学や企業等との協働体制の構築により確実に取り組み、役割を果たしていくことでご理解をいただけるものと考えています。

(2) 「コロナ禍の状況や市民の関心の低さを踏まえた市民参画を」について

請求の要旨の2点目に、「コロナ禍で参加機会や参加人数が制限されても市民参画条例で定める市民参画の方法を実施すれば、市民参画に問題ないと言えるのでしょうか。むしろ、コロナ禍だからこそ、市民に寄り添い、丁寧に市民参画に取り組む必要があります」とあります。

本市では、より多くの市民の皆様が公立化についての関心を持っていただけるよう、様々な機会を設け、まちづくりの方向性（案）を丁寧にご説明するとともに、様々な方法を検討し、市民の声を聞く課や公立大学推進室を通じて幅広くご意見を伺えるよう努めてまいりました。

一方、本市には、コロナ禍においても、子育てや医療、福祉、産業振興など幅広い行政ニーズにも的確に対応しつつ、将来を見据えた施策展開を進めていく責任があります。とりわけ本市の将来にとって最大の政策課題は人口減少問題であり、本市としては、大学のあるまちという特色を生かし、大学の知見や人材を活用したまちづくりを進めていくことが重要であると考えています。

そうしたことから、公立化の検討については、時宜を逃さず着実に進めていく必要があり、ワクチン接種や事業継続支援といった新型コロナウイルス感染症対応を最優先としながらも、まちづくりを停滞させてはならないと考えています。

(3) 「「まったく新しい大学になる」公立化後の徳山大学に向けて」について

請求の要旨の3点目に、7月29日の市議会全員協議会における私の「まったく新しい大学になる。新しい方向に刷新する。」との発言に対し、市が示したまちづくりの方向性（案）には新しさが掲載されておらず、矛盾が生じているとあります。

しかしながら、まちづくりの方向性（案）では、「大学を地域の成長エンジンとした地方創生」「地域人材循環構造の確立」「若者によるまちの賑わいの創

出」の3つの方向性を打ち出し、公立化2年後には地域ニーズに基づき、情報科学部やスポーツ健康科学科、看護学科といった新たな学部学科に再編成することなどをお示ししており、そうした点からも大学が新しい方向に刷新することをご理解いただけるかと思えます。

また、新たな大学の名称は、徳山大学の歴史と伝統を引き継ぎながらも、これから先、将来の50年を見据え、県東部をフィールドとした地域貢献型の大学として更なる発展を遂げていくため、「周南公立大学」に刷新します。このことは、新たな公立大学としてのブランド力を高めるとともに、設立団体である周南市の名称を用いることで全国に向けた効果的なシティプロモーションの手段にもなり得ます。

いずれにしましても、公立化を契機とした教育研究力の向上や地域連携の推進等を図りながら、大学改革を着実に実現し、「周南公立大学」をまちづくりの「知の拠点」として形成させるべく、大学と共にしっかりと取り組んでまいりたいと考えています。

4 設置条例案について

この度、直接請求されました設置条例案には、大学を生かしたまちづくりを進めるため、市民の英知を結集し、より良い公立化のあり方を検討する「徳山大学公立化のより良いあり方検討委員会」の設置が示されています。

これまで、本市では公立化の検討に当たっては、徳山大学の現状、課題をしっかりと分析した上で、様々な観点から公立化のメリットや課題について調査し、有識者検討会議をはじめ、市議会、市民の皆様方にその内容をわかりやすくお示ししてまいりました。

私立大学の公立化という重要なテーマであるからこそ、より専門的・客観的なデータに基づく議論が必要であり、そうした過程を経て、公立化は市のまちづくりに有効であると判断し、その理由や背景、将来見通しなどの説明に努めてきたところです。

さらに、徳山工業高等専門学校と徳山大学、市の三者連携会議において意見交換を行うとともに、徳山医師会との協議も従前から継続しており、時間をかけ丁寧な説明を行い、多方面からご意見を伺ってきたと考えています。

設置条例案では、公立化のより良いあり方を検討委員会において改めて検討することが提案されていますが、既にご説明しておりますように、市民の皆様への丁寧な説明を行った上で市議会に公立化に関する議案を提案し、議員の皆様による熱心な審議を経て、賛成多数で議決をいただいたところであり、本市としては、設置条例案の制定は必要ないと考えています。

一方、この設置条例案は、公立化後の大学運営について、どのような形で機能させようとしているのか、又は公立化後までは想定していないのか、請求の要旨では明らかにされていませんが、地方独立行政法人法において、公立大学法人が運営する大学については、市議会におけるチェック機能をはじめ、学外の有識者による評価委員会において業務の実績等について評価されるなど、地域との関わりを重視した公立大学ならではの制度設計がなされています。また、大学内部に経営に関する審議会と教育研究に関する審議会を設置することが義務付けられており、それぞれの分野において広くかつ高い識見を有する方を委員に選任するとともに、学外からの有識者の方々にも加わっていただき、幅広くご意見をいただくこととなっています。

こうしたことを踏まえた上で、本市としては、公立大学法人における大学の教育研究の特性への配慮と自主・自律的な運営を尊重しながらも、市民に開かれた公立大学として、大学と連携した様々な活動について積極的に検討していかなければならないと考えています。

大学において取り組まれる地域連携活動や大学の教育シーズを活用した産業経済界との連携、市の政策課題に対する調査研究活動、さらにはリカレント教育や市民を対象とした生涯学習活動など、市民の皆様が大学を活用し、また大学も市民や地域、企業、行政を巻き込んだ幅広い大学運営を行っていくことで、「知の拠点」として本市のまちづくりに貢献する大学となっていくものと思っています。

設置条例案では、公立化後も検討委員会を継続する場合、公立化後の大学運営について調査審議して市長に提言することになりますが、先ほど述べましたように、大学の業務実績については評価委員会において評価されることとなっています。

こうしたことから、本市としては、公立化後においても検討委員会を設置する必要はないと考えていますが、「周南公立大学」が「地域に根ざし、市民に関か

れた大学」として発展し続けるためには、大学が市民に身近な存在であることが必須であり、そのためにも、引き続き積極的な情報提供を行った上で、市民の声を聞く課や大学との連携を推進する部署、大学の広報窓口など様々な広聴手段を通じて、広く市民の皆様からご意見をいただき、それを大学運営にしっかりと反映させるよう努めてまいりたいと考えています。

5 まとめ

この度の直接請求については、2,600を超える署名が集まり、市民の皆様が高い関心を持って真剣に考えていただいているものと真摯に受け止めています。

しかし、仮に設置条例案が制定され、改めて公立化のあり方を検討する検討委員会の設置、開催を要することとなれば、8月の市議会臨時会で議決をいただいた公立化関連議案を実質的に否定することとなり、現在、山口県に申請中の「公立大学法人設立認可」や徳山大学が文部科学省に申請中の「大学設置者変更認可」等の取扱いにも影響を及ぼす可能性もあります。また、これまで適切に積み上げてきたプロセスを再度見直すことは、不必要に多くの時間と労力を費やし、まちづくりを停滞させることとなります。

私は、これまでの公立化の検討に当たっては、市民の声をしっかりと伺いながら市政を進めるという私の選挙公約、責任を踏まえて取り組んできたものと考えており、地方創生に向けた「大学を生かしたまちづくり」のスタートラインに立ち、既に評価委員会の設置を含め、公立化に向けた準備を進めている今この状況で、本条例を制定する必要はないものと考えています。

本市としては、これまでどおり、令和4年4月1日の「周南公立大学」の開学に向けて、関連議案の市議会への提案、大学や山口県との協議など、計画的に準備を進めていきたいと考えており、引き続き、積極的な情報発信と説明責任を果たしながら、より多くの市民の皆様が徳山大学公立化によるこれからの「大学を生かしたまちづくり」について、ご理解と共感をいただけるよう努めてまいります。

(参 考)

周南市条例制定請求書

徳山大学公立化のより良いあり方検討委員会設置条例設定請求の要旨

1 請求の要旨

①市民の声を聞き、市民に寄り添う市政運営を

市長は、今年度の施政方針で、「市民の皆様の声聞き、寄り添い、分かり合える市政の実現を一層めざしていかねばならない。」と述べられています。

しかし、徳山大学公立化については、市民説明会や出前トーク、パブリック・コメント等において、公立化に対し慎重な意見、反対の意見、疑問が多数出ているにもかかわらず、公立化に向けた手続きを急ぐあまり、市民の声や意見は置き去りにされ、性急に事を進めてこられました。市長が掲げた市民と分かり合える市政を実現するため、市民の声を聞き、寄り添い、より良い公立化のあり方を市民が主体的に考えるための条例制定を求めます。

②コロナ禍の状況や市民の関心の低さを踏まえた市民参画を

徳山大学公立化について、出前トークや市民説明会、シンポジウムなど市民参画の場が設けられました。しかし、コロナ禍の状況もあり、市民の関心は低く、出前トークと市民説明会の参加者は330名でした。この参加人数は、周南市の選挙人名簿登録者の0.27%です。また、5/15に実施されたシンポジウムも、コロナ対策のためWeb開催となりましたが、YouTube（Shunan movie ファン社）視聴は、7月26日時点で1,341回と低調です。

コロナ禍で参加機会や参加人数が制限されても市民参画条例で定める市民参画の方法を実施すれば、市民参画に問題ないと言えるのでしょうか。むしろ、コロナ禍だからこそ、市民に寄り添い、丁寧に市民参画に取り組む必要があります。

これからのまちづくりに重要なテーマだからこそ、徳山大学公立化を深く関わる市民が参画し、より良い公立化のあり方を市民が主体的に考えるための条例制定が必要です。

③「まったく新しい大学になる」公立化後の徳山大学に向けて

7/29の市議会全員協議会で、市長は「まったく新しい大学になる。新しい方向に刷新する。」と発言されました。しかし、市が示した徳山大学公立化の考え方（案）には、周南市らしい公立化後の新しさが掲載されておらず、市長の発言と市が示す計画に矛盾が生じています。

徳山大学を市長が目指す「まったく新しい大学に刷新していく」ためには、行政や徳山大学任せではなく、市民の英知を結集し、より良い公立化のあり方を市民が主体的に考えるための条例が必要です。

2 請求代表者

住所：

氏名： 北 村 俊 秀 （自署）

生年月日：

性別：

上記のとおり地方自治法第74条第1項の規定により、別紙条例案を添えて条例の制定を請求いたします。

令和3年10月4日

周南市長 藤井律子 様